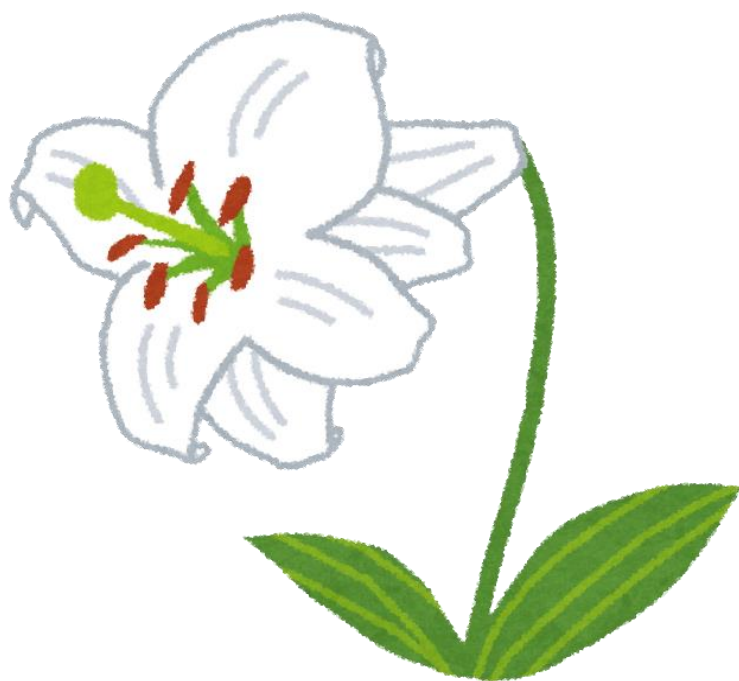


おくやみ ハンドブック

～ご遺族の方への手続きのご案内～



青森市

(令和4年4月作成)
(令和7年3月改訂)

ご遺族さまへ

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。
市ではお亡くなりになられた方についてのお手続をまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。
今後のお手続にご利用ください。
このハンドブックが皆様のお役に立てれば幸いです。

宍粟市



作成：市民課

区分	確認事項	担当課	参照ページ
住民登録	☐ 印鑑登録証をお持ちだった方	市民課 (市民係)	1ページ
	☐ 住民基本台帳カードをお持ちだった方		
健康保険	☐ 後期高齢者医療保険に加入されていた方	市民課 (国保係) (医療年金係)	2ページ
	☐ 国民健康保険に加入されていた方		
	☐ その他の健康保険に加入されていた方		
	☐ 福祉医療を受給されていた方		
年金	☐ 年金を受給・加入されていた方	市民課 (医療年金係)	3ページ
	☐ 恩給を受給されていた方		
	☐ 国民年金基金を受給・加入されていた方		
	☐ 企業年金を受給されていた方		
介護保険	☐ 介護保険の手続 (65歳以上・介護の特定疾病のある場合40歳以上)	高年福祉課 (介護福祉係)	4ページ
税金	☐ 市県民税、固定資産税、軽自動車税、 国民健康保険税の手続	税務課	4ページ
生活衛生	☐ 犬の飼い主だった方	生活衛生課 (生活衛生係)	4ページ
	☐ し尿汲み取りを利用されていた方		
障がい福祉	☐ 障がい者手帳（身体・療育・精神）等の手続	障がい福祉課	5ページ
	☐ 障がい福祉サービスの手続		
	☐ ゆずりあい駐車場利用証の手続		
	☐ 特別障がい者手当・障がい児福祉手当の手続		
	☐ 兵庫県心身障がい者扶養共済制度の手続		
山林・農地	☐ 山林を所有していた方	森林環境課 (森林振興係)	6ページ
	☐ 農地を所有していた方	農業委員会事務局	
水道	☐ 上下水道の手続	水道管理課 (管理係)	6ページ
住宅	☐ 市営住宅に入居されていた方	住宅土地政策課	6ページ
	☐ 県営住宅に入居されていた方		
子育て	☐ 保護者変更の手続	こども未来課	7ページ
	☐ 児童手当の手続	子育て支援課 (こども福祉係)	
	☐ 児童扶養手当の手続		
	☐ 特別児童扶養手当の手続		

※各市民局・保健福祉センターでも手続可能なものもあります。詳しくは市民局・保健福祉センターへお問い合わせください。(11ページ)

</

健康保険関係

- ☐ 後期高齢者医療保険に加入されていた方（75歳以上（65歳以上で一定の障がいがある方））

資格喪失の届出、葬祭費の支給申請などの手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- ☐ 後期高齢者医療資格確認書等
- ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)
- ☐ 特定疾病受療証(お持ちの方)
- ☐ 会葬礼状または葬儀会館の請求書・領収書など喪主である事が分かるもの
- ☐ 喪主の本人確認書類(コピー可) (マイナンバーカード・運転免許証など)
- ☐ 相続人(代表者)・喪主の口座番号が分かるもの
- ☐ 届出者の本人確認書類



担当窓口

市役所 1 階
14 番窓口

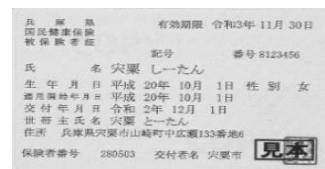
市民課医療年金係
☎0790-63-3108

- ☐ 国民健康保険に加入されていた方

資格喪失の届出、葬祭費の支給申請などの手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- ☐ 国民健康保険資格確認書等
- ☐ 限度額適用等認定証(お持ちの方)
- ☐ 特定疾病受療証(お持ちの方)
- ☐ 会葬礼状または葬儀会館の請求書・領収書など喪主であることが分かるもの
- ☐ 喪主の本人確認書類(コピー可) (マイナンバーカード・運転免許証など)
- ☐ 相続人(代表者)・喪主の口座番号が分かるもの
- ☐ 届出者の本人確認書類



担当窓口

市役所 1 階
14 番窓口

市民課国保係
☎0790-63-3108

- ☐ その他の健康保険に加入されていた方

上記以外の健康保険の方は、それぞれの会社や組合の保険担当者にお問合わせください。

- ☐ 福祉医療を受給されていた方
(高齢期移行・乳幼児等・母子家庭等・重度障がい者・高齢重度障がい者)

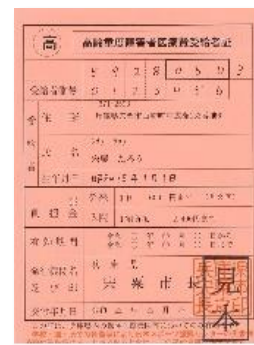
受給者証の返還などの手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- ☐ 医療費受給者証
- ☐ 届出者の本人確認書類

【未支払分請求がある場合】

- ☐ 相続人(代表者)の口座番号が分かるもの
- ☐ 領収書



担当窓口

市役所 1 階
14 番窓口

市民課医療年金係
☎0790-63-3108

年金関係

☐ 年金を受給・加入されていた方

介護保険関係

□ 介護保険の手続

亡くなられた方が65歳以上または40歳以上の要介護(要支援)認定を受けていた場合、被保険者証の返還などの手続が必要です。

手続に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証等（お持ちの方）
- 相続人の口座番号が分かるもの
- 届出者の本人確認書類



担当窓口

北庁舎1階

高年福祉課
介護福祉係
☎0790-63-3160

税金関係

□ 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の手続

亡くなられた方に課されるべき又は納付すべき市税等がある場合、納税義務は相続人に承継されます。相続人が複数ある場合など、書類を受け取る代表者を指定するには届出が必要です。

手続に必要なもの

- 届出者の本人確認書類

次のような場合は税務課で必要な手続きをご確認ください。

- 亡くなられた方が本年1月1日に兵庫県にお住まいで、
昨年一定の所得があったと見込まれる場合
- 亡くなられた方が土地や家屋などの固定資産を所有
されていた場合
- 亡くなられた方が軽自動車やバイク、トラクター
などを所有されていた場合
- その他、既に課された市税の未納又は滞納がある場合など



担当窓口

市役所1階
15・16番窓口

税務課
☎0790-63-3124

生活衛生関係

□ 犬の飼い主だった方

飼い主変更の手続が必要です。

手続に必要なもの

- 犬の鑑札
- 届出者の本人確認書類



担当窓口

市役所1階
12番窓口
生活衛生課
☎0790-63-3506

□ し尿汲み取りを利用されていた方

亡くなられた方のお家が、し尿の汲み取りを利用されていた場合、名義等の変更または廃止の手続が必要です。

担当窓口

市役所1階
12番窓口
生活衛生課
☎0790-63-3506

障がい福祉関係

□ 障がい者手帳（身体・療育・精神）等の手続

亡くなられた方が各障がい者手帳、自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、返還の手続が必要です。

手続に必要なもの

- ☐ 障がい者手帳
- ☐ 自立支援医療受給者証
- ☐ 届出者の本人確認書類



□ 障がい福祉サービスの手続

亡くなられた方が障がい福祉サービスを利用されていた場合、受給者証の返還手続が必要です。

手続に必要なもの

- ☐ 障がい福祉サービス受給者証
- ☐ 届出者の本人確認書類

□ ゆずりあい駐車場利用証の手続

亡くなられた方がゆずりあい駐車場利用証をお持ちだった場合、返還手続が必要です。

手続に必要なもの

- ☐ ゆずりあい駐車場利用証



□ 特別障がい者手当・障がい児福祉手当の手続

亡くなられた方が特別障がい者手当または障がい児福祉手当の受給者だった場合、死亡届及び未支払請求（支給月が残っている場合）の手続が必要です。

手続に必要なもの

【特別障がい者手当の受給者が亡くなられた場合】

- ☐ 障がいのある方の配偶者又は扶養義務者名義の口座が分かるもの

【障がい児福祉手当の受給者が亡くなられた場合】

- ☐ 障がいのある児童の保護者名義の口座が分かるもの

□ 兵庫県心身障がい者扶養共済制度の手続

亡くなられた方が兵庫県心身障がい者扶養共済制度の加入者、加入中の障がいのある方又は年金受給中の障がいのある方だった場合、手続が必要です。

【加入者が亡くなられた場合】

- ・年金支給申請の手続

【加入中の障がいのある方が亡くなられた場合】

- ・死亡届・弔慰金支給申請の手続

【年金受給中の障がいのある方が亡くなられた場合】

- ・死亡届の手続

担当窓口

北庁舎1階

障がい福祉課
☎0790-63-3101

山林・農地関係

☐ 山林を所有していた方

相続開始の日から90日以内に手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- ☐ 森林の土地の所有者届出書
- ☐ 森林の土地の位置を示す図面
- ☐ 登記事項証明書、登記完了証などの登記が完了したことが確認できる書類



担当窓口

市役所 2 階
21 番窓口

森林環境課
森林振興係

☎0790-63-3065

☐ 農地を所有していた方

法務局で相続登記完了後に手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- ☐ 登記事項証明書、登記完了証などの登記が完了したことが確認できる書類



担当窓口

市役所 2 階
24 番窓口

農業委員会事務局

☎0790-63-3112

上下水道関係

☐ 上下水道の手続

亡くなられた方が上下水道の所有者・使用者・納付者だった場合、名義変更または閉栓の手続きが必要です。

※亡くなられた方と別世帯の方が所有権を変更される場合は、別途書類を求める場合があります。



担当窓口

市役所 2 階
27 番窓口

水道管理課
管理係

☎0790-63-3129

市営・県営住宅関係

☐ 市営住宅に入居されていた方

住宅内の残置物や敷金の処理が必要です。

担当窓口

市役所 2 階
29 番窓口

住宅土地政策課

☎0790-63-3106

☐ 県営住宅に入居されていた方

下記へお問い合わせください。

【県営住宅 5 地区管理センター】 ☎079-256-0701

子育て関係

□ 保護者変更の手続

市内の幼稚園・保育所・こども園・学童保育所に在籍する児童の保護者が亡くなった場合、保護者変更の手続が必要です。

担当窓口

市役所 4 階

【幼稚園・保育所・こども園・学童】

42 番窓口

こども未来課

☎0790-63-3114

□ 児童手当の手続

亡くなられた方が児童手当の支給対象児または受給者だった場合、手続が必要です。

【支給対象児が亡くなられた場合】

- ・受給事由消滅または額改定の手続

【受給者が亡くなられた場合】

- ・未支払児童手当の請求・新受給者での認定請求

手続に必要なもの

- ☐ 未支払分を払うための児童の口座がわかるもの
- ☐ 新受給者の口座がわかるもの

□ 児童扶養手当の手続

亡くなられた方が児童扶養手当の支給対象児または受給者だった場合、手続が必要です。

【支給対象児が亡くなられた場合】

- ・資格喪失または額改定の手続

手続に必要なもの

- ☐ 死亡を証する書類（戸籍・住民票など） ※亡くなられた方が市内在住だった場合は不要です。
- ☐ 手当証書

【受給者が亡くなられた場合】

- ・受給者死亡届（未支払手当請求書）

手続に必要なもの

- ☐ 手当証書

※18歳未満の児童の養育者でひとり親になられた方(児童扶養手当を未受給の方)

一定要件に該当すれば受給対象になります。

遺族年金等の手続きと合わせてご確認のうえ申請してください。

□ 特別児童扶養手当の手続

亡くなられた方が特別児童扶養手当の支給対象児または受給者だった場合、手続が必要です。

【支給対象児が亡くなられた場合】

- ・資格喪失または額改定の手続

【受給者が亡くなられた場合】

- ・受給者死亡届（未支払手当請求書）

手続に必要なもの

- ☐ 未支払分を払うための児童の口座がわかるもの

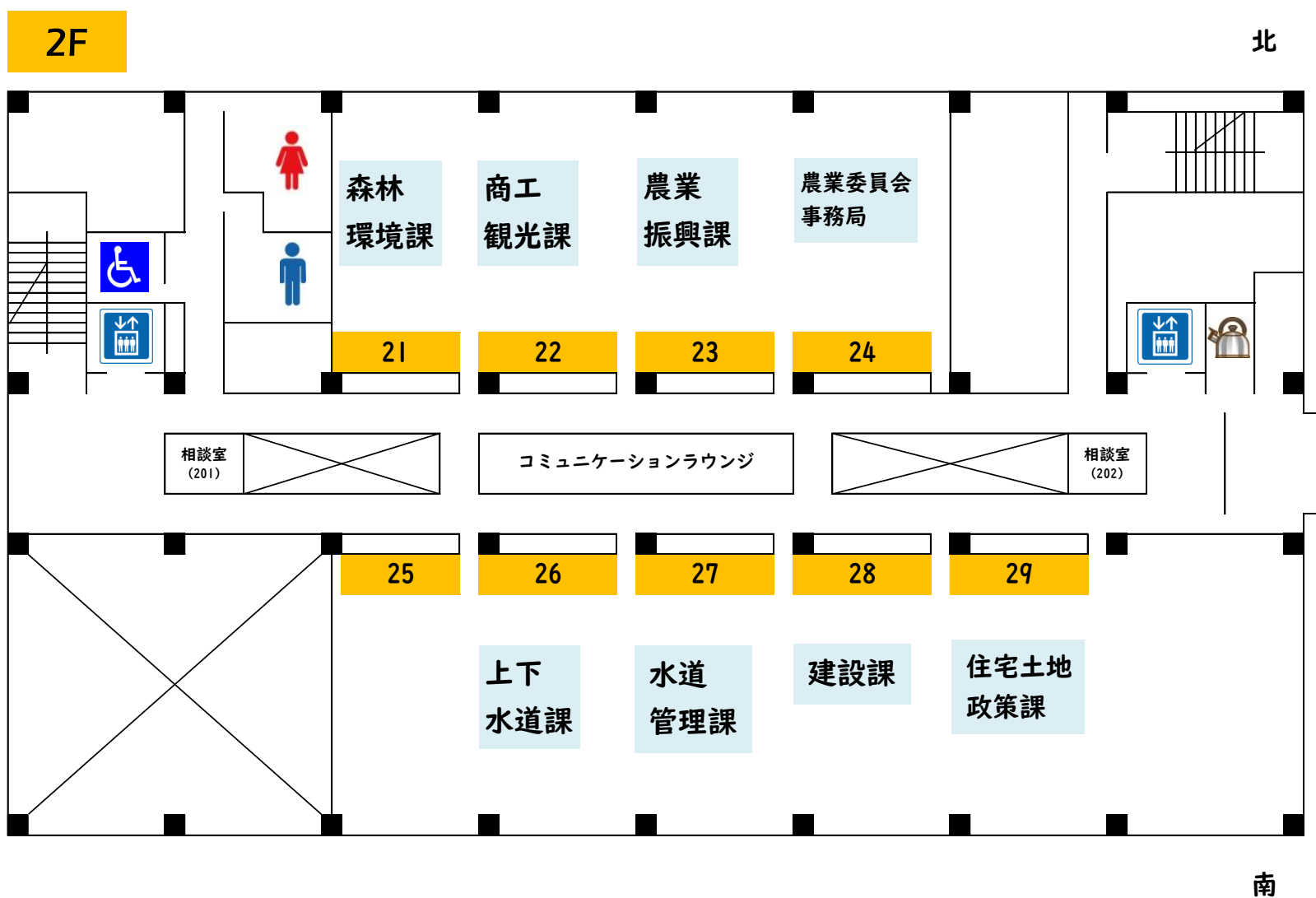
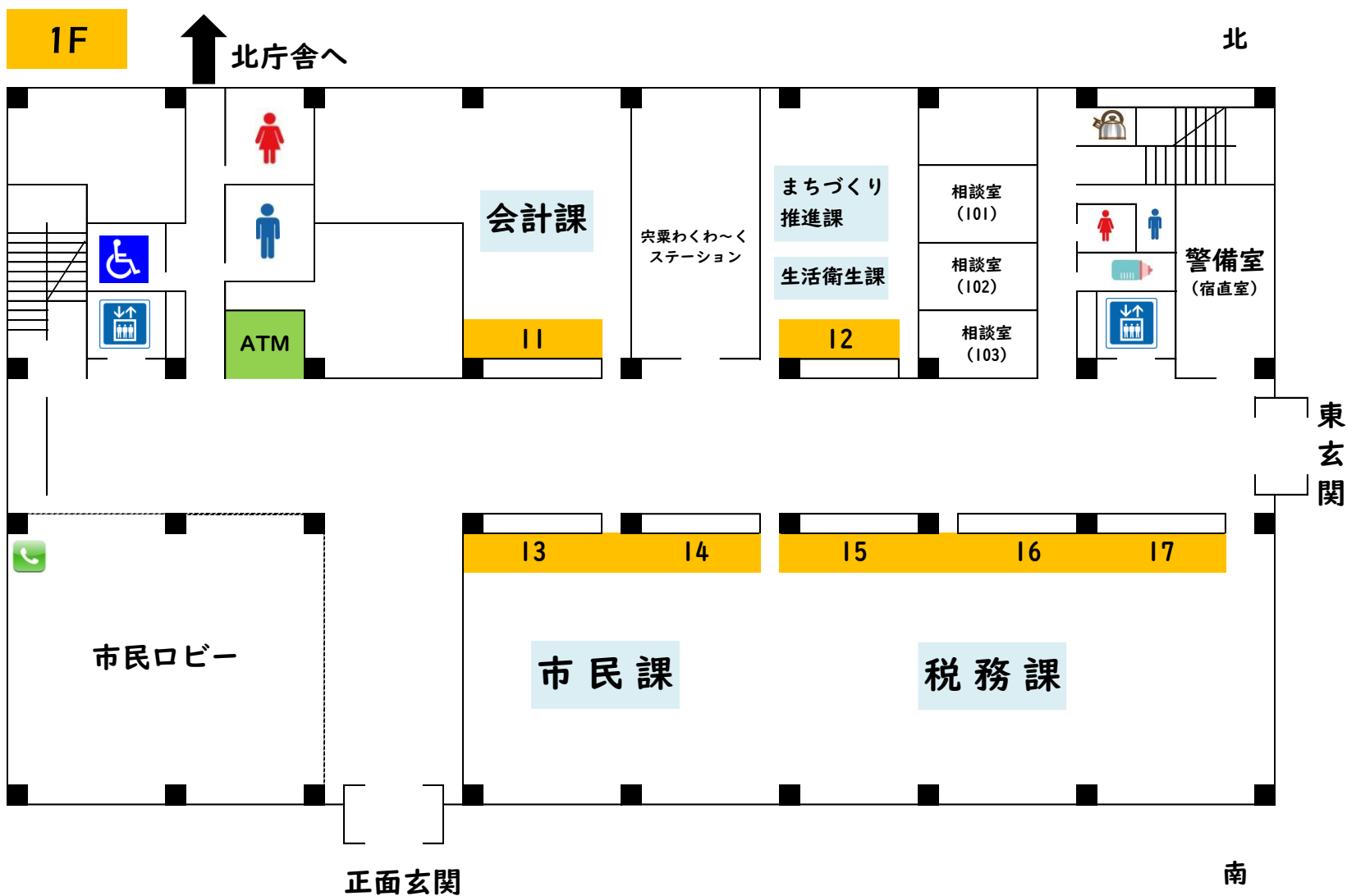
担当窓口

北庁舎3階

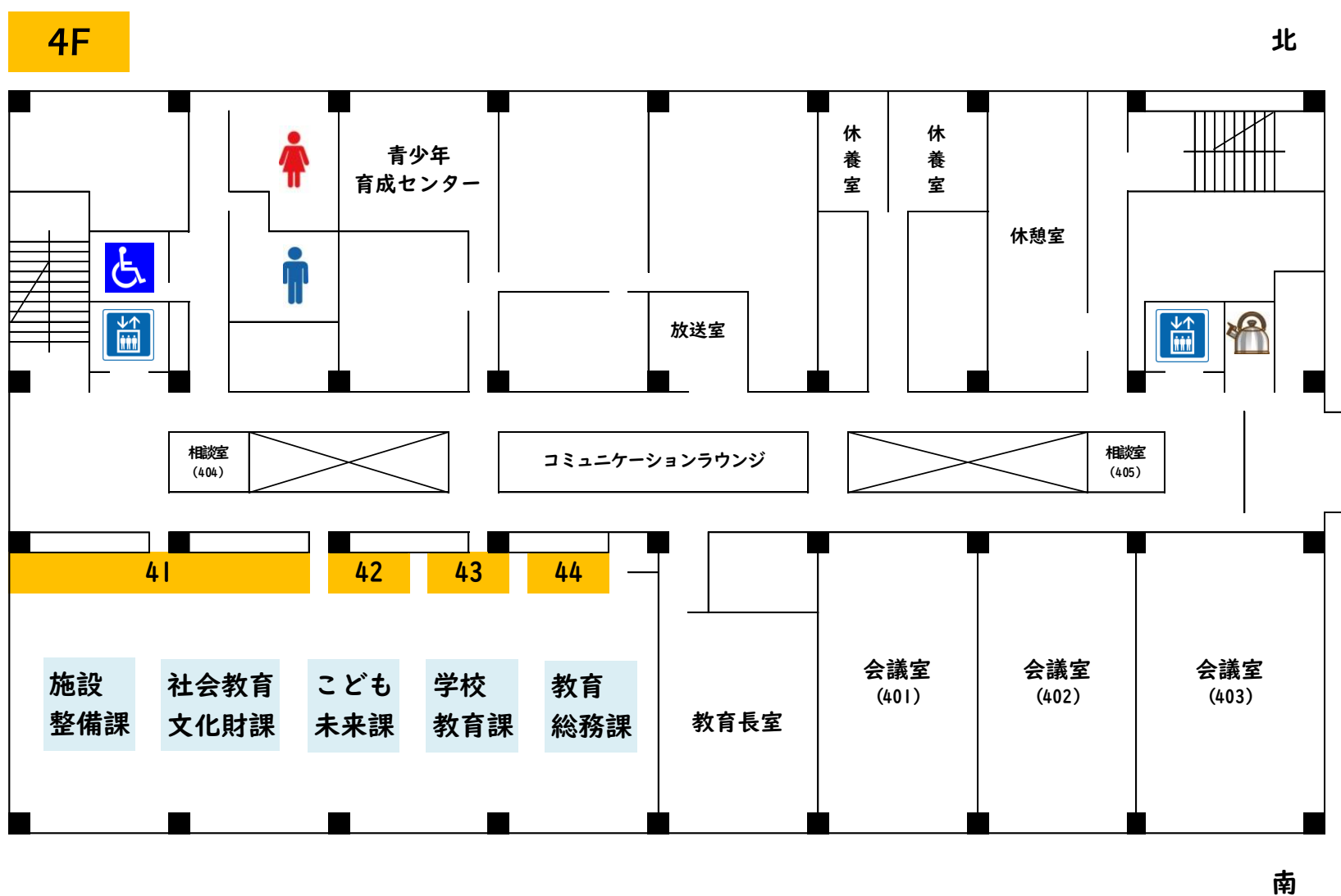
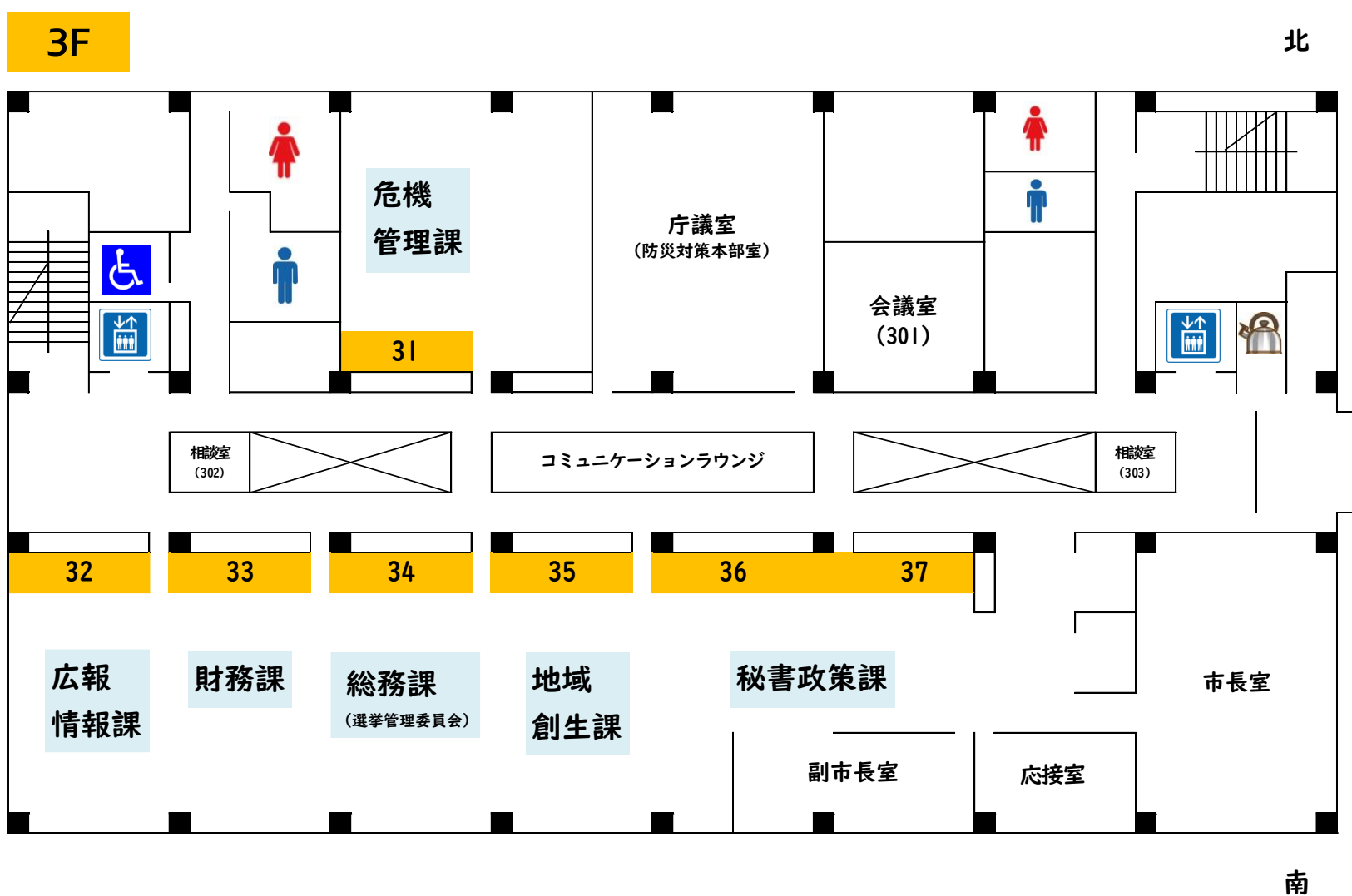
子育て支援課
こども福祉係

☎0790-63-3176

～市役所案内図～



～市役所案内図～



～北庁舎案内図～



北庁舎	
4 階	社会福祉課
3 階	保健福祉課 子育て支援課
2 階	相談支援事業所～みずばしょう～
1 階	高年福祉課 障がい福祉課 福祉相談課

各市民局・保健福祉センター問い合わせ先

【一宮】

担当	住所	電話番号
一宮市民局（いのぴあ） まちづくり推進課	宍粟市一宮町安積1347番地3	0790-72-1000
一宮保健福祉課		0790-72-2100
三方町出張所	宍粟市一宮町三方町633番地	0790-74-0001

【波賀】

担当	住所	電話番号
波賀市民局（はがてらす） まちづくり推進課	宍粟市波賀町上野257番地	0790-75-2220
波賀保健福祉課		0790-75-8800

【千種】

担当	住所	電話番号
千種市民局（ライブリーちくさ） まちづくり推進課	宍粟市千種町千草168番地	0790-76-2210
千種保健福祉センター	宍粟市千種町室1060番地1	0790-76-8600

市役所以外での主な手続一覧

☒	項目	主な手続	問い合わせ先
☐	運転免許証	返納	宍粟警察署 ☎0790-62-0110
☐	自動車・ 二輪車(125cc超)	名義変更・廃車	自動車販売・整備業者など 自家用自動車協会など (宍粟警察署内) ☎0790-62-7150
☐	固定電話 ・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
☐	電気・ガス料金	名義変更・解約	各契約会社
☐	預貯金口座等	口座の凍結・解約	各金融機関
☐	生命保険	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	各生命保険会社
☐	NHK受信料	名義変更・解約	NHK ☎0120-15-1515
☐	クレジットカード	解約	各契約会社
☐	インターネット	名義継承・解約	各契約会社
☐	パスポート	返納	旅券事務所
☐	特別永住証 ・在留カード	返納	大阪出入国在留管理局 神戸支局 ☎078-391-6378
☐	県税関係	自動車税手続き等	龍野県税事務所 0791-63-5126
☐	国税関係	相続税手続き等	龍野税務署 0791-62-0281



(記入される前にお読みください。)

戸籍証明書、住民票、税に関する証明書を代理人が請求する場合、委任状が必要となります。各種手続きや証明書交付には、委任者が相続人であることが確認できる書類が必要な場合があります。事前に各受付窓口へお問い合わせください。

※必ず委任者が、代理人名や委任事項を記入し押印してください。

委任状

兵庫県宍粟市長

令和 年 月 日

委任者	住所			
	氏名			⑩
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日		

【 】の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人	住所			
	氏名			
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日		

委任事項（委任する事項に✓または記入してください）

☐ 世帯主変更に関する手続

☐ 【 】の戸籍（除籍）、改製原戸籍、住民票（除票）の交付

申請及び受領に関する権限